

## 類型8) スポーツ団体の役職員、選手・指導者による刑事事件

### ◆ 対応のポイント

刑事事件が発生した場合、事実確認や情報収集、処分等を検討するにあたっては、まず刑事手続の概要を理解しておく必要があります。例えば、刑事事件を起こした選手や指導者等が逮捕された場合、事実確認や情報収集、処分等は、刑事手続の進行に従わざるを得ません。

刑事手続の概要は次ページのとおりです。

## 刑事手続の概要

### ①逮捕

警察での取調べ(48時間以内)



### ②検察官送致(送検)

検察での取調べ(24時間以内)

- ・勾留請求
- ・勾留不請求→**釈放**



### ③勾留請求(10日)

- ・勾留延長請求
  - ・勾留延長不請求→**釈放**
- (勾留期間内に釈放されるケースあり  
この間に起訴されるケースあり)



### ④勾留延長(最長10日)

(勾留期間内に釈放されるケースあり)



### ⑤起訴判断

- ・不起訴→**釈放**
- ・処分保留→**釈放**
- ・略式請求→略式命令→**釈放**
- ・公判請求(勾留継続の可能性あり)



### ⑥裁判

- ・保釈が認められた場合→**釈放**



### ⑦判決

- ・有罪 実刑(懲役刑・禁錮刑以外の場合)
  - 罰金刑→**釈放**
  - 執行猶予→**釈放**
- ・無罪→**釈放**

弁護人以外面会不可

最長20日  
接見禁止が付いていなければ、  
面会・差入可能

## ◆ 事例①（暴行事件）

### <事例>

ある選手が、友人数名と居酒屋で飲食をしていたところ、隣の席の男性 2 人組が周囲にも迷惑となるような大きな声で話していたため、同選手は、「うるさいから静かにしてもらえるか。」と注意をしたところ、男性 2 人組は、「余計なお世話だ、文句があるなら店を出ろ。」と言い返してきたため、言い合いになりました。言い合いがエスカレートする中で、同選手は、男性 1 人の顔面を殴打し、全治 3 週間の加療を要する怪我を負わせてしまいました。事態收拾のために、店員が警察を呼び、選手は、その場で逮捕されました。

スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

## ◆ 対応のポイント

スポーツ団体は選手に対して、処分をすることの検討が必要になります。また、スポーツ団体は、事件が報道された場合（報道前の問い合わせ対応もあり得ます）、マスコミ対応が必要になると考えられます。早急に所属チームや関係者に対して事実関係の確認を行い、情報収集に努めるべきです。

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) 事実関係の確認及び情報収集

マスコミから事件について問い合わせを受けた場合に、事実関係を把握していないということは、スポーツ団体としての登録選手及び所属チーム等に対する管理体制の不備を問われることにも繋がりがかねません。

また、対応が後手に回ることで、スポーツ団体が世間から批判を受ける対象になることも十分に考えられますので、スポーツ団体としては、所属チームや関係者に対して、事実関係の確認及び情報収集に努めるべきといえます。

本件のような場合において、どのように事実関係の確認及び情報収集を行うかについては、以下が考えられます。

選手が逮捕され、身柄の拘束をされている場合、直接本人に対して事実関係の確認を行うことができません。この場合でも弁護士(になろうとする者)は接見ができますので、弁護士がいる場合には、弁護士に対して連絡を行い、弁護士から事実関係の確認及び情報収集を行うことは可能です。スポーツ団体側の顧問弁護士が選手の弁護人に就任することは、後にスポーツ団体が選手に対して処分を行う可能性があるという関係で、スポーツ団体と選手の利益が相反するため、避けるべきです。もっとも、選手も知り合いに弁護士がいない場合もあると思いますので、選手に対して弁護人を紹介し、その弁護人から可能な範囲で事実関係の確認及び情報収集をすることは問題がないでしょう<sup>203</sup>。

そして、逮捕後 72 時間以内に勾留請求の有無が決められます。勾留請求が認められた場合、身柄拘束が続きますので、選手に対して自由に事実関係の確認及び情報収集をすることはできませんが、接見禁止決定がされていない場合、選手に対して、スポーツ団体関係者が面会をすることは可能ですので、面会をして、事実関係の確認及び情報収集をすることは可能になります。その際に、選手に対しては、スポーツ団体は今回の事件について、スポーツ団体として処分をする可能性があることを伝えたいと、選手から事実関係の確認をすることが望ましいでしょう。

仮に、接見禁止決定がされている場合には、引き続き、選手の弁護人を通じて情報収集を行うこととなります。一部の者(家族等)のみ接見が可能なお場合には、その家族に対して事実確認を行うことも考えられますが、前述のとおり、スポーツ団体は選手に対して後に処分を行う可能性があり、利益相反関係にあることを、家族が十分に理解することが困難な場合もあると考えられますので、あくまで弁護人を通じての事実確認をすべきでしょう。

<sup>203</sup> 当番弁護制度(弁護士会が弁護士を派遣する制度。逮捕、勾留手続を担当する警察官、検察官等に依頼すれば、弁護士に接見に来てもらえる。初回接見は無料。)や被疑者国選弁護制度(一定の対象犯罪をし、資力がないと認められた場合に、国が費用を負担して弁護人を付ける制度。)といった制度もあります。

また、このような事件等が発生した場合に備えて、適宜、情報収集が行えるように体制を構築することも有用です。具体的には、選手が事件を起こした場合に、所属チームは、スポーツ団体に対して、事件の報告をすることを義務付ける内部規程を整備することが考えられます。その他にも、弁護士を直ちに紹介することができるようなホットラインシステムを構築することも考えられます。

## (2) 関係者への説明

各種助成金<sup>204</sup>を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要があるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

## (3) 処分の検討

スポーツ団体が処分をする際には、処分規程の手続を遵守する必要があります。その為、処分規程がない、あるいは規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。処分規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合には、スポーツ団体は処分すべき事案に対して、適切に処分を行えないという問題が生じる可能性もあります<sup>205</sup>。なお、本事例は、競技とは直接関係のない私生活上の事件ですので、処分の検討にあたっては、その点も留意すべきです<sup>206</sup>。

具体的には、処分を行うには、以下の要件が必要と考えられますので、規程にこれらの事項を定めておく必要があります。

- (1) 行為の時点で、処分規程に処分ができる旨の根拠規程があること
- (2) 行為の時点で、処分規程に処分事由が定められていること
- (3) 行為が(2)の処分事由に該当すること

<sup>204</sup> 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

<sup>205</sup> 例えば、処分の種類が明記されていない場合、一般的には処分事由に該当する場合であっても、懲戒処分をすることができないという問題があります。

<sup>206</sup> 企業における懲戒処分について、最高裁判所は、私生活上の非行は原則として懲戒(解雇)の対象とならないとしつつ、企業の信用毀損につながる場合には企業秩序違反として懲戒(解雇)の対象となりうるとの判断枠組みを示しています(最判昭和58年9月8日民集139号393ページ)。

- (4) 処分とすることが相当であること(以下が主に考慮されるポイントです。)
- ア 動機、行為の態様、結果の重大性、選手の地位、過去の非違行為の有無等に照らした行為の悪質性
  - イ 反省の度合い
  - ウ これまでの貢献の程度
  - エ 過去の他の同種事案に対する処分とのバランス
- (5) 適正な手続を経ていること(選手に対して適切な告知聴聞の機会<sup>207</sup>が与えられ、その他に処分規程に定められた手続があれば、それも履踐されていること)

また、このような事案では、スポーツ団体が処分をする際には、強化指定の取消についても検討が必要です。強化指定に関する規程に基づいて処分を検討することになりますが、その際にも、処分規程の手続を遵守する必要があります。仮に、処分規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。

#### (4) 処分の限界及び時期

処分を行う要件を満たす場合、各スポーツ団体は処分をすることができます。もともと、処分も無制限に許されるのではなく、裁量の範囲内で行われることが必要になります。

その裁量を逸脱した場合には、処分が取り消されることもあり得ます。

本事例においては、事実関係に争いがないかもしれませんが、事件によっては、事実関係に争いがあり、場合によっては、誤認逮捕や、裁判の結果、無罪になることもあり得ます。刑事裁判の原則として、無罪推定の原則<sup>208</sup>がありますので、選手が否認している場合や事実関係に争いがある場合には、処分をいつするかについても慎重に検討すべきです。

#### (5) 不服申立て

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

<sup>207</sup> 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

<sup>208</sup> 被疑者や被告人については、刑事裁判で有罪が確定するまでは、罪を犯していない人として扱わなければならないという原則です。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

## (6) 再発防止策の実施

このような事件の原因は選手の個人的な資質によるところもあると考えられますが、スポーツ団体としては、再発防止のために、以下の方策を行うことが考えられます。

### ① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

違法行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。違法行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定(「その他等団体の信用を毀損するとき」など)で対応することができるものとは思われますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

### ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

### ③ 相談窓口の設置等

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

#### ④ 関係者に対するコンプライアンス教育活動

原因究明を行うことで研修活動も効果的なものとなりますし、同種の事件を防ぐためには、原因を究明し、適切な対処方法を検討することが必要といえます。

専門家を招いてコンプライアンス研修を行うことや行動指針ハンドブック等の資料を作成することが重要でしょう。常日頃から選手に対してコンプライアンスに対する意識をもたせるには、定期的に指導を行うことが効果的かつ現実的な活動といえます。

所属チームとも連携をしながら研修活動を行うことが求められます。

## ◆ 事例②（未成年の飲酒・喫煙）

### <事例>

ある未成年の強化指定選手が合宿所において、飲酒及び喫煙をしている写真がSNSに投稿されました。写真には未成年の選手のほか、同選手が所属するチームの他の成年の強化指定選手も写っていました。スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

## ◆ 対応のポイント

マスコミ対応が必要になる点及び処分についてのポイントは、基本的に事例①と同様です。処分について少し補足をする、未成年者は法律によって飲酒及び喫煙をすることが禁じられています<sup>209</sup>ので、未成年選手が処分の対象となることについて争いはないでしょう。他方で、成年選手については、自身の飲酒及び喫煙は法律上禁止されていませんが、未成年者の親権者や監督代行者は、未成年者の飲酒及び喫煙知った場合は、飲酒及び喫煙を「制止」することが法律上求められています<sup>210</sup>。また、スポーツ団体の行動規範等の規程には、成年者であっても飲酒及び喫煙を禁止する条項が定められていることがあります<sup>211</sup>ので、処分の対象になる可能性があります。

さらに本件では、強化指定選手が事件を起こしていますので、各種助成金の返還についても検討が必要になります<sup>212</sup>。

さらに本件では、複数の選手が関与しており、他にも同様の事案が発生している可能性が十分に考えられますので、他の選手に対する事実関係の調査も必要になるでしょう。

<sup>209</sup> 未成年者飲酒禁止法 1 条 1 項、未成年者喫煙禁止法 1 条

<sup>210</sup> 未成年者飲酒禁止法 1 条 2 項、3 条 2 項、未成年者喫煙禁止法 3 条

<sup>211</sup> 例えば、全日本スキー連盟作成の「競技者等行動規範」3 条 1 項 3 号では強化指定選手は競技会等に参加する場合は連盟が許可した場合を除き飲酒及び喫煙をすることが禁止されている。

<sup>212</sup> 日本スポーツ振興センター作成の「スポーツ振興基金助成金(アスリート助成)受給手続きの手引」参照

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) 事実関係の確認及び情報収集

事例①と同様、マスコミ対応が必要になるでしょう。また、本件は、強化指定選手が主体となっていることから世間からの注目は大きく、各種の問い合わせ等も多くなるものと考えられます。その際に、やはり、事実関係を把握していないということは、スポーツ団体としての登録選手及び所属チーム等に対する管理体制の不備を問われることにも繋がりがねません。

もっとも、未成年者は処分の対象になりますが、氏名が公表されないように留意すべきです。

また複数の選手が関係していることから、他の選手に対する調査も必要になります。事務局で対応可能な範囲の調査であれば、スポーツ団体内での調査委員会による調査、原因究明でも足りると考えられますが、仮に、多数の選手が関与し、また、強化指定合宿中ということで、指導者やスポーツ団体関係者が未成年者の飲酒及び喫煙を黙認していたような事情、恒常的にこのような事態が発生していた場合、スポーツ団体から独立した外部の有識者（弁護士、公認会計士、税理士等）や、そのような外部の有識者による第三者委員会に調査を委ねる必要も考えられます。

なぜなら、組織として、長年にわたり未成年者の飲酒及び喫煙を看過し、改善ができていないという場合、従来の人間関係等により十分な調査ができない可能性が高く、調査結果に対して社会からの信頼が得られないからです。

また、このような第三者による調査、原因究明に対しては、スポーツ団体として今後、同様の不祥事を発生させないためにも、全面的に協力する必要があります。このような第三者委員会の設置に当たっては、本事例集の別紙として、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」<sup>213</sup>（スポーツ団体不祥事向けコメント付<sup>214</sup>）があり、参考になります。

### (2) 関係者への説明

各種助成金<sup>215</sup>を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要がある

<sup>213</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/100715\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/100715_2.html)

<sup>214</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_20.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_20.pdf)

<sup>215</sup> 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

生じるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

### (3) 処分の検討

スポーツ団体が処分をする際には、処分規程の手続を遵守する必要があります。その為、処分規程がない、あるいは規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。処分規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合には、スポーツ団体は処分すべき事案に対して、適切に処分を行えないという問題が生じる可能性もあります<sup>216</sup>。なお、本事例は、競技とは直接関係のない私生活上の事件ですので、処分の検討にあたっては、その点も留意すべきです<sup>217</sup>。

具体的には、処分を行うには、以下の要件が必要と考えられますので、規程にこれらの事項を定めておく必要があります。

- (1) 行為の時点で、処分規程に処分ができる旨の根拠規程があること
- (2) 行為の時点で、処分規程に処分事由が定められていること
- (3) 行為が(2)の処分事由に該当すること
- (4) 処分とすることが相当であること(以下が主に考慮されるポイントです。)
  - ア 動機、行為の態様、結果の重大性、選手の地位、過去の非違行為の有無等に照らした行為の悪質性
  - イ 反省の度合い
  - ウ これまでの貢献の程度
  - エ 過去の他の同種事案に対する処分とのバランス
- (5) 適正な手続を経ていること(選手に対して適切な告知聴聞の機会<sup>218</sup>が与えられ、その他に処分規程に定められた手続があれば、それも履践されていること)

また、このような事案では、スポーツ団体が処分をする際には、強化指定の取消についても検討が必要です。強化指定に関する規程に基づいて処分を検討することになりますが、そ

<sup>216</sup> 例えば、処分の種類が明記されていない場合、一般的には処分事由に該当する場合であっても、懲戒処分をすることができないという問題があります。

<sup>217</sup> 企業における懲戒処分について、最高裁判所は、私生活上の非行は原則として懲戒(解雇)の対象とならないとしつつ、企業の信用毀損につながる場合には企業秩序違反として懲戒(解雇)の対象となりうるとの判断枠組みを示しています(最判昭和58年9月8日民集139号393ページ)。

<sup>218</sup> 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

の際にも、処分規程の手続を遵守する必要があります。仮に、処分規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。なお、未成年者に対する処分手続の際には、保護者を同席させることが望ましいといえます。

#### **(4) 処分の限界及び時期**

処分を行う要件を満たす場合、各スポーツ団体は処分をすることができます。もつとも、処分も無制限に許されるのではなく、裁量の範囲内で行われることが必要になります。

その裁量を逸脱した場合には、処分が取り消されることもあり得ます。

#### **(5) 不服申立て**

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

#### **(6) 再発防止策の実施**

このような事件の原因は選手の個人的な資質によるところもあると考えられますが、スポーツ団体としては、再発防止のために、以下の方策を行うことが考えられます。

##### **① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成**

違法行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。違法行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定(「その他等団体の信用を毀損するとき」など)で対応することができるものとは思わ

れますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

## ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

## ③ 相談窓口の設置

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

## ④ 関係者に対するコンプライアンス教育活動

原因究明を行うことで研修活動も効果的なものとなりますし、同種の事件を防ぐためには、原因を究明し、適切な対処方法を検討することが必要といえます。

専門家を招いてコンプライアンス研修を行うことや行動指針ハンドブック等の資料を作成することが重要でしょう。常日頃から選手に対してコンプライアンスに対する意識をもたせるには、定期的に指導を行うことが効果的かつ現実的な活動といえます。

所属チームとも連携をしながら研修活動を行うことが求められます。



### ◆ 事例③（違法賭博）

#### <事例>

ある選手が、闇カジノに出入りしたところ、警察による一斉摘発により、逮捕されました。同選手は、取り調べに対して、闇カジノに半年前から月 1 回程度通っていたことを認め、1 回につき数万円～数十万円程度の金額を賭けていたと供述をしています。また、同選手は、賭けに負けた際に、闇カジノで知り合った反社会的勢力の関係者から、金銭を借りたり、食事に連れて行ってもらおう等していたとのことでした。スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

### ◆ 対応のポイント

マスコミ対応が必要になる点及び処分についてのポイントは、基本的に事例①と同様です。本件において特に留意すべき点は、反社会的勢力との関係の有無及び八百長に繋がる賭博行為であるか否かが挙げられます。一般的に、闇カジノの運営者は反社会的勢力又は反社会的勢力とつながりのある者が多く、賭博の対象がスポーツである場合、八百長に繋がる可能性も十分に考えられます。

いずれも早急な事実関係の調査が必要となりますが、前者については、警察とも連携をしながら調査をすることが有効です。また、後者については、仮に、八百長に繋がるような賭博行為であった場合は、類型7-5)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合 ～八百長<sup>219</sup>を参照してください。

<sup>219</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_15.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_15.pdf)

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) 事実関係の確認及び情報収集

事例①同様、マスコミ対応が必要になるでしょう。また、本件は、事件の表層だけでは確認できない事項が存在する可能性があるため、警察と協力しつつ、慎重かつ入念に事実関係の確認及び情報収集をすべきと考えられます。後々に、反社会的勢力との繋がりや八百長の存在が判明した場合、組織の根幹を揺るがしかねない事態に発展する可能性も十分にあるので、慎重に対応する必要があります。

事務局で対応可能な範囲の調査であれば、スポーツ団体内での調査委員会による調査、原因究明でも足りると考えられますが、仮に、複数の選手が関与していたような事情、恒常的にこのような事態が発生していた場合、スポーツ団体から独立した外部の有識者（弁護士、公認会計士、税理士等）や、そのような外部の有識者による第三者委員会に調査を委ねる必要も考えられます。

なぜなら、組織として、長年にわたり看過し、改善ができていないという場合、従来の人間関係等により十分な調査ができない可能性が高く、調査結果に対して社会からの信頼が得られないからです。

### (2) 処分の検討

スポーツ団体が処分をする際には、処分規程の遵守する必要があります。その為、処分規程がない、あるいは規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。処分規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合には、スポーツ団体は処分すべき事案に対して、適切に処分を行えないという問題が生じる可能性もあります<sup>220</sup>。また、反社会的勢力の排除に関する規程及び八百長の防止に関する規程についても、整備ができていないようであれば、整備をすべきでしょう。

なお、本事例は、競技とは直接関係のない私生活上の事件ですので、処分の検討にあたっては、その点も留意すべきです<sup>221</sup>。

<sup>220</sup> 例えば、処分の種類が明記されていない場合、一般的には処分事由に該当する場合であっても、懲戒処分をすることができないという問題があります。

<sup>221</sup> 企業における懲戒処分について、最高裁判所は、私生活上の非行は原則として懲戒（解雇）の対象とならないとしつつ、企業の信用毀損につながる場合には企業秩序違反として懲戒（解雇）の対象となりうるとの判断枠組みを示しています（最判昭和 58 年 9 月 8 日民集 139 号 393 ページ）。

具体的には、処分を行うには、以下の要件が必要と考えられますので、規程にこれらの事項を定めておく必要があります。

- (1) 行為の時点で、処分規程に処分ができる旨の根拠規程があること
- (2) 行為の時点で、処分規程に処分事由が定められていること
- (3) 行為が(2)の処分事由に該当すること
- (4) 処分とすることが相当であること(以下が主に考慮されるポイントです。)
  - ア 動機、行為の態様、結果の重大性、選手の地位、過去の非違行為の有無等に照らした行為の悪質性
  - イ 反省の度合い
  - ウ これまでの貢献の程度
  - エ 過去の他の同種事案に対する処分とのバランス
- (5) 適正な手続を経ていること(選手に対して適切な告知聴聞の機会<sup>222</sup>が与えられ、その他に処分規程に定められた手続があれば、それも履踐されていること)

また、このような事案では、スポーツ団体が処分をする際には、強化指定の取消についても検討が必要です。強化指定に関する規程に基づいて処分を検討することになりますが、その際にも、処分規程の手続を遵守する必要があります。仮に、処分規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。

### (3) 処分の限界及び時期

処分を行う要件を満たす場合、各スポーツ団体は処分をすることができます。もっとも、処分も無制限に許されるのではなく、裁量の範囲内で行われることが必要になります。

その裁量を逸脱した場合には、処分が取り消されることもあり得ます。

### (4) 不服申立て

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段について

---

<sup>222</sup> 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

も説明すべきです。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

## (5) 再発防止策の実施

このような事件の原因は選手の個人的な資質によるところもあると考えられますが、スポーツ団体としては、再発防止のために、以下の方策を行うことが考えられます。

### ① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

違法行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。違法行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定(「その他等団体の信用を毀損するとき」など)で対応することができるものとは思われますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

### ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

### ③ 相談窓口の設置等

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

#### ④ 関係者に対するコンプライアンス教育活動

原因究明を行うことで研修活動も実りあるものとなりますし、同種の事件を防ぐためには、原因を究明し、適切な対処方法を検討することが必要といえます。

常日頃からのコンプライアンス意識の醸成が必要な点は事例③と同様ですが、それに加え、反社会的勢力排除については、警察をはじめ各種専門家からの指導助言が必須と考えられます。

その際に、反社会的勢力による不当要求に応じることや、反社会的勢力と取引を行うことのリスクを選手に明確に認識させ、反社会的勢力排除の意識を高めることが必要でしょう。また、具体的な行動規範を示すことも有用です。例えば、具体的な対応マニュアルを利用して研修を行い、マニュアルの周知徹底を図ることが考えられます<sup>223</sup>。

### (6) 反社会的勢力について

#### ① 反社会的勢力

昨今では、スポーツ界だけでなく、国、地方、企業をはじめ、あらゆる団体において反社会的勢力排除のための各種取組みが進められています。

具体的には、各地方自治体においては、全国 47 都道府県において暴力団排除条例が施行されましたし、企業も各種契約書にいわゆる暴排条項を規定することが当然になっています。

スポーツ団体においても反社会的勢力の排除は喫緊の課題といえるでしょう<sup>224</sup>。

#### ② 情報収集

今回の事件のように、反社会的勢力との関係が疑われるような場合には、直ちに専門家に相談すべきですが、以下のような情報収集も有効ですのでご参照ください。

- 新聞記事・雑誌記事・インターネット上の情報検索…検挙情報、暴力団関連情報、評判、トラブルの有無その他反社会的勢力との関係について確認する。
- 登記情報(商業登記、不動産登記)の確認…調査時点の情報を分析するだけでなく、閉

<sup>223</sup> 日本サッカー協会作成の「JFA コンプライアンスハンドブック」、全国暴力追放運動推進センター作成の「暴力団等に対する基本的対応要領」等

<sup>224</sup> 政府も「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

([http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji42.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji42.html))を公表し、反社会的勢力の対応に取り組んでいます。

鎖登記簿謄本を取得するなどして、すでに退任した役員や会社の来歴等も把握し、その変遷等に不自然な点がないかを確認する。

- 面談の実施・現地確認…役員や従業員等の言葉遣い、振る舞い、不審な態度の有無等を確認したり、事業所およびその周辺の様子や営業実態を確認する。
- 現場担当者等によるヒアリング…同業他社や近隣での評判・噂を確認する。
- 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士(会)等からの情報取得
- 信用調査会社等からの情報の購入等

### ③ 反社会的勢力に対する排除体制の構築

反社会的勢力に対応するためには、彼らが集団行動によって活動しているため、スポーツ団体としても、組織として対応する必要があります。

例えば、プロ野球では、プロ野球暴力団等排除対策協議会を設立し、業界全体として取り組んでいます。専任の担当者が、警察 OB、警視庁関係者、暴力団追放センター関係者とも協力関係を構築し、排除体制を構築しています。

## ◆ 事例④（人身事故）

### <事例>

あるスポーツ団体の代表チームのコーチが、自動車を運転中、人身事故を起こしました。被害者は全治 3 か月の加療を要する骨折等の被害を受けました。同コーチは、運転中飲酒をしていませんでしたが、前方不注意によって事故を起こしてしまいました。同コーチは、事故後、直ちに警察に連絡をし、また、救急車も呼び、被害者を病院に搬送するための対応をしていました。

スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

## ◆ 対応のポイント

交通事故といっても様々な形態があり、違反の種類によっては重い刑罰が科せられます<sup>225</sup>。近年、交通事犯については、厳罰化の傾向があります。また、交通事犯の特徴として、故意犯及び過失犯が存在する点も挙げられます。

さらに本事例において留意すべき点は、主体が選手ではなく代表チームの指導者である点でしょう。代表チームの指導者の場合、選手を指導する立場にあり、選手と比して重い社会的責任を負っているともいえます。処分の有無及び処分内容を検討する際に、主体の立場についても検討する必要があるでしょう。

<sup>225</sup> 例えば、運転に関連する罪に対する刑罰として、以下のようなものがあります。

- ・自動車運転過失致死傷罪(刑法 211 条 2 項): 7 年以下の懲役・禁錮又は 100 万円以下の罰金
- ・危険運転致死傷罪(刑法 208 条の 2)※飲酒運転等: 負傷=15 年以下の懲役、死亡=1 年以上の有期懲役
- ・道路交通法 72 条(ひき逃げ(救護義務・危険防止措置義務違反、警察への報告義務違反))違反の罪(道交法 117 条): 負傷=5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金: 死亡=10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- ・死亡する認識を持ちながら救護せずに放置した場合は、殺人罪(刑法 119 条)又は殺人未遂罪(刑法 203 条): 死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役

## ◆ コンプライアンス強化のための実践案

### (1) 事実関係の確認及び情報収集

マスコミから事件について問い合わせを受けた場合に、事実関係を把握していないということは、スポーツ団体としての登録選手、指導者等に対する管理体制の不備を問われることにも繋がりがかねません。

また、対応が後手に回ることで、スポーツ団体が世間から批判を受ける対象になることも十分に考えられますので、スポーツ団体としては、関係者に対して、事実関係の確認及び情報収集に努めるべきといえます。

本件のような場合において、どのように事実関係の確認及び情報収集を行うかについては、以下が考えられます。

コーチが逮捕され、身柄の拘束をされている場合、直接本人に対して事実関係の確認を行うことができません。この場合でも弁護人(になろうとする者)は接見ができますので、弁護人がいる場合には、弁護人に対して連絡を行い、弁護人から事実関係の確認及び情報収集を行うことは可能です。スポーツ団体側の顧問弁護士がコーチの弁護人に就任することは、後にスポーツ団体がコーチに対して処分を行う可能性があるという関係で、スポーツ団体とコーチの利益が相反するため、避けるべきです。もっとも、コーチも知り合いに弁護士がいない場合もあると思いますので、コーチに対して弁護人を紹介し、その弁護人から可能な範囲で事実関係の確認及び情報収集をすることは問題がないでしょう<sup>226</sup>。

そして、逮捕後 72 時間以内に勾留請求の有無が決められます。勾留請求が認められた場合、身柄拘束が続きますので、コーチに対して自由に事実関係の確認及び情報収集をすることはできませんが、接見禁止決定がされていない場合、コーチに対して、スポーツ団体関係者が面会をすることは可能ですので、面会をして、事実関係の確認及び情報収集をすることは可能になります。その際に、コーチに対しては、スポーツ団体は今回の事件について、スポーツ団体として処分をする可能性があることを伝えたいので、コーチから事実関係の確認をすることが望ましいでしょう。

仮に、接見禁止決定がされている場合には、引き続き、コーチの弁護人を通じて情報収集を行うこととなります。一部の者(家族等)のみ接見が可能な場合には、その家族に対して事実確認を行うことも考えられますが、前述のとおり、スポーツ団体はコーチに対して後に処分を行う可能性があり、利益相反関係にあることを、家族が十分に理解することが困難な場合もあると考えられますので、あくまで弁護人を通じての事実確認をすべきでしょう。

<sup>226</sup> 当番弁護制度(弁護士会が弁護士を派遣する制度。逮捕、勾留手続を担当する警察官、検察官等に依頼すれば、弁護士に接見に来てもらえる。初回接見は無料。)や被疑者国選弁護制度(一定の対象犯罪をし、資力がなないと認められた場合に、国が費用を負担して弁護人を付ける制度。)といった制度もあります。

また、このような事件等が発生した場合に備えて、適宜、情報収集が行えるように体制を構築することも有用です。具体的には、コーチが事件を起こした場合に、スポーツ団体に対して、事件の報告をすることを義務付ける内部規程を整備することが考えられます。その他にも、弁護士を直ちに紹介することができるようなホットラインシステムを構築することも考えられます。

## (2) 処分の検討

スポーツ団体が処分をする際には、処分規程の手続を遵守する必要があります。その為、処分規程がない、あるいは規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。処分規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合には、スポーツ団体は処分すべき事案に対して、適切に処分を行えないという問題が生じる可能性もあります<sup>227</sup>。

交通事犯の場合、故意犯又は過失犯のいずれであるかについては処分の内容を検討する際に重要な要素になると考えられます。無罪である場合には、処分の前提となる事実を欠くことになり得ます。また、過失犯の場合は故意犯に比して処分内容は軽減されることになるでしょう。

なお、本事例は、競技とは直接関係のない私生活上の事件ですので、処分の検討にあたっては、その点も留意すべきです<sup>228</sup>。

具体的には、処分を行うには、以下の要件が必要と考えられますので、規程にこれらの事項を定めておく必要があります。

- (1) 行為の時点で、処分規程に処分ができる旨の根拠規程があること
- (2) 行為の時点で、処分規程に処分事由が定められていること
- (3) 行為が(2)の処分事由に該当すること
- (4) 処分とすることが相当であること(以下が主に考慮されるポイントです。)

ア 動機、行為の態様、結果の重大性、コーチの地位、過去の非違行為の有無等に照らした行為の悪質性

イ 反省の度合い

<sup>227</sup> 例えば、処分の種類が明記されていない場合、一般的には処分事由に該当する場合であっても、懲戒処分をすることができないという問題があります。

<sup>228</sup> 企業における懲戒処分について、最高裁判所は、私生活上の非行は原則として懲戒(解雇)の対象とならないとしつつ、企業の信用毀損につながる場合には企業秩序違反として懲戒(解雇)の対象となりうるとの判断枠組みを示しています(最判昭和58年9月8日民集139号393ページ)。

- ウ これまでの貢献の程度
  - エ 過去の他の同種事案に対する処分とのバランス
- (5) 適正な手続を経ていること(コーチに対して適切な告知聴聞の機会<sup>229</sup>が与えられ、その他に処分規程に定められた手続があれば、それも履践されていること)

### (3) 処分の限界及び時期

処分を行う要件を満たす場合、各スポーツ団体は処分をすることができます。もつとも、処分も無制限に許されるのではなく、裁量の範囲内で行われることが必要になります。

その裁量を逸脱した場合には、処分が取り消されることもあり得ます。

### (4) 不服申立て

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

### (5) 再発防止策の実施

このような事件の原因はコーチの個人的な資質によるところもあると考えられますが、スポーツ団体としては、再発防止のために、以下の方策を行うことが考えられます。

---

<sup>229</sup> 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

### ① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

違法行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。違法行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定（「その他等団体の信用を毀損するとき」など）で対応することができるものとは思われますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

### ② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

### ③ 相談窓口の設置等

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

### ④ 関係者に対するコンプライアンス教育活動

原因究明を行うことで研修活動も実りあるものとなりますし、同種の事件を防ぐためには、原因を究明し、適切な対処方法を検討することが必要といえます。

交通事故に関しては、上述のとおり、様々な違反事由が存在します。それぞれの類型に関する研修をすることが考えられます。例えば、飲酒運転が危険であることは十分に認識されているかと思いますが、その他の交通事犯についても改めて、その重大性について研修を行うことが必要でしょう。

## ◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ

### イン 別紙6 モデル処分基準<sup>230)</sup>

#### IV 未成年の飲酒喫煙・その他刑事事件等

##### 1. 未成年者の飲酒・喫煙

###### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある高校生(未成年者)が喫煙していることが発覚した。

戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。

###### <加重・軽減要素の例>

###### ○加重要素

常習的に喫煙をしていた場合、練習中に喫煙していた場合、等

###### ○軽減要素

真摯に反省している場合、等

<sup>230</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_12.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf)

## 2. 薬物使用

### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が薬物を使用していることが発覚した。

- (1) 事案の程度が軽微な事案の場合、戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止とする。
- (2) 事案の程度が重大な事案の場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

### <加重・軽減要素の例>

#### ○加重要素

常習性が認められる場合、薬物への依存が高い場合、等

#### ○軽減要素

違反行為者が未成年者の場合、真摯に反省している場合、等

なお、薬物使用については、当該行為がドーピング違反にも該当する場合があります。この場合、当該違反行為者には日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁が課されるが、これに加えて、スポーツ団体が薬物使用を理由として制裁を課すことは、WADA 規程違反となり認められない可能性があることに留意されたい(「Ⅷ ドーピング違反」参照)。

### 3. 刑事事件(財産犯)

#### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が万引きで逮捕された。

- (1) 被害の程度が軽微な事案の場合、戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止とする。
- (2) 被害の程度が重大な事案の場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

#### <加重・軽減要素の例>

##### ○加重要素

常習的に万引きをしていた場合、当該競技に係る物品を万引きした場合、営利目的で万引きを行っていた場合、等

##### ○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、等

#### 4. 刑事事件(わいせつ事犯)

##### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が女性に対する強制わいせつ罪の容疑で逮捕された。

- (1) 被害者に対する被害の程度が軽微な場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (2) 被害者に対する被害の程度が重大な場合、登録資格剥奪とする。

##### <加重・軽減要素の例>

###### ○加重要素

違反行為者と同じチーム内の競技者が被害者である場合等

###### ○軽減要素

示談の成立等

## 5. 刑事事件(交通違反)

### 【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が自動車を運転中に人身事故を起こした。

- (1) 被害者に対する被害の程度が軽微な場合、戒告又はけん責、罰金とする。
- (2) 被害者に対する被害の程度が重大(被害者が死亡した場合も含む。)な場合、有期の登録資格停止又は無期の登録資格停止とする。

### <加重・軽減要素の例>

#### ○加重要素

酒気帯び運転／酒酔い運転中の事故の場合、無免許運転の場合、等

#### ○軽減要素

相手方の過失が大きい場合、真摯に反省している場合、示談の成立等

## ◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」<sup>231</sup>
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」<sup>232</sup>
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」<sup>233</sup>
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」<sup>234</sup>
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」<sup>235</sup>
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」<sup>236</sup>
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」<sup>237</sup>

## ◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 49 ページ 「1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン(2) 法令遵守」<sup>238</sup>

---

<sup>231</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf)

<sup>232</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf)

<sup>233</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>234</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>235</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf)

<sup>236</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf)

<sup>237</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_02\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf)

<sup>238</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_04.pdf)